

# 令和7年度 岐阜県立中濃特別支援学校高等部入学者募集要項

## 1 募集する学科及び入学定員

部	課程	学科	入学定員
高等部	全日制	普通科	おって、岐阜県教育委員会において決定する。

## 2 出願者の資格

出願者は、次のア、イ及びウに該当する者であること。

ア 知的障がい者（学校教育法施行令第22条の3に該当する者）

イ 次のいずれかに該当する者

（ア）中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者

（イ）中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和7年3月修了見込みの者

（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

（ウ）学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

ウ 事前に当校の教育相談を受けた者

## 3 出願

入学願書は、出願希望者に当校から配付する。

### （1）入学願書等の提出

ア 出願者は、当校の入学願書に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学(出身)学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7に定める承認書（別記第2号様式）を入学願書に添付するものとする。

イ 在学(出身)学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第3号様式又は別記第4号様式を選択して使用するものとする。ただし、平成30年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ 出願者に対し、その他入学者選考上必要と認められる書類の提出を求めることがある。

### （2）出願の期間

令和7年2月5日（水）から2月7日（金）までとする。なお、受付は午前9時から午後4時までとする。

### （3）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和7年2月10日（月）の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は在学（出身）学校の校長に申し出る。

（イ）在学(出身)学校の校長は、出願取下願（別記第5号様式）を当校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を当校の校長に求める。

(ウ) 在学(出身)学校の校長は、当校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出する。

#### 4 検査等の実施

##### (1) 検査等の内容

ア 検査Ⅰ：学力検査（国語・数学）及び個人面接

イ 検査Ⅱ：操作・理解の検査（国語と数学的要素を含む、個人面接含む）

※アかイのどちらかを受検する。

(2) 期日 令和7年2月13日（木）

(3) 場所 岐阜県立中濃特別支援学校 関市桐ヶ丘二丁目3番地

##### (4) 日程

	検査Ⅰ	検査Ⅱ
8：40～ 9：00	受付	
9：05～ 9：15	諸連絡	
9：25～ 9：50	学力検査（国語）	操作・理解の検査 （国語と数学的要素を含む、個人面接を含む）
10：10～10：35	学力検査（数学）	
10：45～11：45	個人面接	

##### (5) 検査日に出願者が持参するもの

ア 受検票

イ 筆記用具（検査Ⅰ受検者）

ウ 上履き

エ 下靴を入れるビニール袋

##### (6) 留意点

ア 受検者は保護者同伴で来校する。

イ 欠席又は遅刻の場合は、当日午前8時30分までに在学（出身）学校を通じて、当校へ電話連絡をする。

#### 5 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

この場合において、校長は、適正な人数の構成員から成る入学者選考委員会を設置するものとする。

#### 6 合格者の発表

令和7年2月20日（木）午前9時に、当校で合格者の受検番号を掲示し発表するとともに、当校のホームページ上に掲載して発表する。その後、午前9時30分から合格者及びその保護者への入学等に関する説明会を行う。別途、在学（出身）学校長に可否の結果を通知する。電話等の問合せには応じない。

#### 7 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第1号様式）を当校の校長に提出し、その承認書（別記第2号様式）を入学願書に添えなければならない。

## 8 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和7年3月28日（金）までに、上記の他に検査等を行う。実施方法及び期日については、岐阜県教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。

## 9 入学者選考に係る情報の提供

受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行う。

また、学力検査問題は、検査終了後掲示して公開する。

### (1) 調査書の情報提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立中濃特別支援学校情報公開窓口(事務室)とする。

エ 請求ができる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。ただし、土曜日、日曜日と祝日及び学校の休業日を除く。

情報提供時間は、午後4時から午後5時までとする。

オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人またはその保護者が負担するものとする。

### (2) 学力検査得点情報の提供

ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。

イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。

ウ 請求場所は、岐阜県立中濃特別支援学校情報公開窓口(事務室)とする。

エ 請求ができる期間は、令和7年2月21日（金）から令和7年3月20日（木）までの1か月間とする。ただし、土曜日、日曜日と祝日及び学校の休業日を除く。

情報提供時間は、午後4時から午後5時までとする。

オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

## 10 出願に関する事項の連絡先

岐阜県立中濃特別支援学校

〒501-3938 岐阜県関市桐ヶ丘二丁目3番地

電話 (0575) 24-1773 F A X (0575) 24-6265

ホームページ <https://school.gifu-net.ed.jp/wordpress/cyuno-sns/>

※問合せ、連絡は午前9時から午後4時までとする。

(ただし、土曜日、日曜日と祝日及び学校の休業日を除く)

